

使用料金体系

(令和2年4月1日現在)

市町名	適用区分				種別	基本料金 (税抜き)	追加料金 (税抜き)	20m ³ /月 使用時の料金 (税抜き)	備考
	下水道	集排	コンプラ	浄化槽					
金沢市	●	●			一般	水量に 900円 関わらず 定額	10m ³ まで27円/m ³ 、10m ³ を超え30m ³ まで124円/m ³ 、30m ³ を超え50m ³ まで129円/m ³ 、 50m ³ を超え100m ³ まで135円/m ³ 、100m ³ を超え200m ³ まで140円/m ³ 、200m ³ を超え300m ³ まで146円/m ³ 、 300m ³ を超え500m ³ まで154円/m ³ 、500m ³ を超え1000m ³ まで162円/m ³ 、1000m ³ を超える分171円/m ³	2,410円	H21.4.1改定
					一般水道以外 (動力)	"	追加料金は同上：水量は量水器を原則(使用者設置) 量水器未設置の場合、1世帯4人まで12m ³ 、+超える分1人につき2.4m ³ 、+浴槽1個 につき3.6m ³		非動力の20%増
					一般水道以外 (非動力)	"	追加料金は同上：水量は量水器を原則(使用者設置) 量水器未設置の場合、1世帯4人まで10m ³ 、+超える分1人につき2m ³ 、+浴槽1個に つき3m ³		
					水道併用	"	追加料金は同上：水量は量水器を原則(使用者設置)とし合算 量水器未設置の場合、上記算定量の1/2とし合算		
					公衆浴場	2,000円/100m ³ まで	100m ³ を超える分25円/m ³	2,000円	
七尾市	●	●	●		旧七尾市	水量に 500円 関わらず 定額	10m ³ まで100円/m ³ 、10m ³ を超え50m ³ まで160円/m ³ 、50m ³ を超える分180円/m ³	3,100円	浄化槽のみ一部地 域で適用
					旧田鶴浜町				
					旧中島町				
					旧能登島町				
	●	●	●		一般水道以外	"	追加料金は同上：水量は量水器を原則(使用者設置) 量水器未設置の場合、世帯人数×6m ³		
					水道併用	"	追加料金は同上：水量は量水器を原則(使用者設置)とし合算 量水器未設置の場合、水道使用量との多い方		
					公衆浴場	"	70円/m ³	1,900円	
					5人槽	2,667円/月		2,667円	旧田鶴浜町、旧能 登島町では一部地 域で適用
					7人槽	3,619円/月		3,619円	
					10人槽	4,667円/月		4,667円	
12人槽以上	別に定める								
小松市	●	●	●		一般	1,150円/10m ³ まで	10m ³ を超え30m ³ まで115円/m ³ 、30m ³ を超え50m ³ まで175円/m ³ 、50m ³ を超え100m ³ まで180円/m ³ 、 100m ³ を超え200m ³ まで185円/m ³ 、200m ³ を超え500m ³ まで190円/m ³ 、500m ³ を超え1000m ³ まで195円/m ³ 、 1000m ³ を超える分200円/m ³	2,300円	10円未満切り捨て
					一般水道以外	—	105円/m ³ ：水量は量水器設置を原則 量水器未設置の場合、使用の態様を勘案して使用水量を認定		10円未満切り捨て 水道分と別算定
					水道併用	1,150円/10m ³ まで	追加料金は各種別のとおり：水量は量水器を原則として合算 量水器未設置の場合、使用の態様を勘案して使用水量を認定		10円未満切り捨て
					公衆浴場	—	55円/m ³	1,100円	10円未満切り捨て
					●	●	●	●	●
輪島市	●	●			一般	1,428円/10m ³ まで	10m ³ を超える分171円/m ³	3,138円	10円未満切り捨て
					公衆浴場	—	57円/m ³	1,140円	10円未満切り捨て
					一般水道以外	各種別のとおり	追加料金は各種別のとおり：水量は量水器を原則(使用者設置) 量水器未設置の場合、世帯人数×5m ³		10円未満切り捨て
					水道併用		追加料金は各種別のとおり：水量は量水器を原則(使用者設置)とし合算 量水器未設置の場合、水道との多い方		水量により変動
	●	●	●		5人槽	2,761円/月		2,761円	定額
					6~7人槽	3,333円/月		3,333円	定額
					8~10人槽	4,285円/月		4,285円	定額
					11人槽以上	別に定める			
珠洲市	●	●			一般	1,600円/10m ³ まで	10m ³ を超える分160円/m ³	3,200円	
					一般水道以外	"	水量は、世帯人数×5m ³ (認定水量)		
					水道併用	"	上記認定水量と水道水量を比較し多い方		1m ³ 以下は1m ³
					公衆浴場	—	30円/m ³	600円	
加賀市	●	●			一般	1,200円/10m ³ まで	10m ³ を超え50m ³ まで130円/m ³ 、50m ³ を超え1000m ³ まで135円/m ³ 、1000m ³ を超える分140円/m ³	2,500円	
					一般水道以外	"	追加料金は同上：水量は量水器を原則(使用者設置) 量水器未設置の場合、1世帯4人まで人数×8m ³ 、+超える分1人につき5m ³		
					水道併用	"	追加料金は同上：水量は量水器を原則(使用者設置)とし合算 量水器未設置の場合、上記算定量の1/2とし合算		
					公衆浴場	—	85円/m ³	1,700円	
羽咋市	●	●			一般	1,500円/10m ³ まで	10m ³ を超える分165円/m ³	3,150円	
					一般水道以外	"	追加料金は同上：水量は量水器を原則(使用者設置) 量水器未設置の場合、世帯人数×6m ³		
					水道併用	"	追加料金は同上：水量は量水器を原則(使用者設置)とし合算 量水器未設置の場合、水道との多い方		
					公衆浴場	—	33円/m ³	660円	
かほく市	●	●			一般	840円/8m ³ まで	8m ³ を超え50m ³ まで115円/m ³ 、50m ³ を超え100m ³ まで125円/m ³ 、100m ³ を超える分135円/m ³	2,220円	
					一般水道以外	"	追加料金は同上：水量は量水器を原則(使用者設置) 量水器未設置の場合、1世帯4人まで人数×8m ³ 、+超える分1人につき4m ³		浄化槽は一部地区 のみ
					水道併用	"	追加料金は同上：水量は量水器を原則(使用者設置)とし合算 量水器未設置の場合、水道と算定量の多い方		
					公衆浴場	—	40円/m ³	800円	

(令和2年4月1日現在)

市町名	適用区分				種別	基本料金 (税抜き)	追加料金 (税抜き)	20m ³ /月 使用時の料金 (税抜き)	備考
	下水道	集排	コブ工	浄化槽					
白山市	●	●	●		一般	1,190 円/10m ³ まで	10m ³ を超え30m ³ まで123円/m ³ 、30m ³ を超え50m ³ まで142円/m ³ 、50m ³ を超え100m ³ まで152円/m ³ 、100m ³ を超える分161円/m ³	2,420 円	
					一般水道以外	〃	追加料金は同上：水量は量水器を原則(使用者設置) 量水器未設置の場合、世帯人数×8m ³		
					水道併用	〃	追加料金は同上：水量は量水器を原則(使用者設置)とし合算 量水器未設置の場合、上記算定量と合算		
	●	●	●		公衆浴場	—	28円/m ³	560 円	
能美市	●	●			一般	700 円/5m ³ まで	5m ³ を超える分140円/m ³	2,800 円	
					一般水道以外	〃	追加料金は同上：水量は量水器を原則(使用者設置) 量水器未設置の場合、世帯人数×7m ³		
					水道併用	〃	追加料金は同上：水量は量水器を原則(使用者設置)とし合算 量水器未設置の場合、上記算定量。 但し、算定量-水道使用量≤4m ³ →水道使用量+4m ³		
	●				公衆浴場	—	36円/m ³	720 円	
野々市市	●				一般	1,050 円/10m ³ まで	10m ³ を超え30m ³ まで115円/m ³ 、30m ³ を超え50m ³ まで128円/m ³ 、50m ³ を超え100m ³ まで140円/m ³ 、100m ³ を超える分151円/m ³	2,200 円	1円未満切り捨て
					一般水道以外	〃	追加料金は同上：水量は量水器を原則(使用者設置) 量水器未設置の場合、1世帯3人まで人数×10m ³ 、+超える分1人につき4m ³		
					水道併用	〃	追加料金は同上：水量は量水器を原則(使用者設置)とし合算 量水器未設置の場合、上記算定量から水道量を減じ合算		
	●				公衆浴場	—	25円/m ³	500 円	
川北町		●			一般	2,000 円/戸 [※]		2,000 円 [※]	定額 ※税込み
津幡町	●	●			一般	1,600 円/10m ³ まで	10m ³ を超える分160円/m ³	3,200 円	
					一般水道以外	〃	追加料金は同上：水量は量水器を原則(使用者設置) 量水器未設置の場合、世帯人数×5m ³		
					水道併用	〃	追加料金は同上：水量は量水器を原則(使用者設置)とし合算 量水器未設置の場合、上記算定量>水道量なら算定量、 算定量≤水道量なら水道量+1m ³ (使用井戸等分)を採用		
	●	●			公衆浴場	—	30円/m ³	600 円	
内灘町	●				一般	1,096 円/10m ³ まで	10m ³ を超え50m ³ まで114円、50m ³ を超え100m ³ まで123円、100m ³ を超える分133円	2,236 円	料金改定時に外税とした。
					一般水道以外	〃	追加料金は同上：水量は量水器を原則(使用者設置) 量水器未設置の場合、認定水量とする(1世帯4人まで24m ³ 、+超える分1人につき4m ³)		
					水道併用	〃	追加料金は同上：水量は量水器を原則(使用者設置)とし水道との合算。 一般水道以外において量水器未設置の場合は、水道メータの水量と認定水量の多い方を使用水量とする。		
	●				公衆浴場	1,096 円/10m ³ まで	10m ³ を超える分40円/m ³	1,496 円	
旧志賀町	●	●	●	●	一般	1,500 円/10m ³ まで	10m ³ を超える分150円/m ³	3,000 円	H30.4.1改定
旧富来町	●	●		●					
志賀町	●	●	●	●	一般水道以外	〃	追加料金：水量は量水器を原則(使用者設置) 量水器未設置の場合、世帯人数×9m ³		
					水道併用	〃	追加料金：水量は量水器を原則(使用者設置)とし合算 量水器未設置の場合、水道との多い方		
	●	●			公衆浴場	—	30円/m ³	600 円	
宝達志水町	●	●	●		一般	1,800 円/10m ³ まで	10m ³ を超える分230円/m ³	4,100 円	
					一般水道以外	〃	追加料金は同上：世帯人数×8m ³		
					水道併用	〃	追加料金は同上：上記算定量と水道の多い方		
	●	●			公衆浴場	—	40円/m ³	800 円	
中能登町	●	●			一般	1,300 円/10m ³ まで	10m ³ を超える分120円/m ³	2,500 円	
					一般水道以外	〃	追加料金は同上：世帯人数×6m ³		
					水道併用	〃	追加料金は同上：上記算定量と水道の多い方		
	●	●			公衆浴場	—	70円/m ³	1,400 円	
穴水町	●	●			一般	1,800 円/10m ³ まで	10m ³ を超える分180円/m ³	3,600 円	
					一般水道以外	〃	追加料金は同上：世帯人数×5m ³		
					水道併用	〃	追加料金は同上：水道使用量とする		
	●				公衆浴場	—	30円/m ³	600 円	
能登町	●	●			一般	1,500 円/10m ³ まで	10m ³ を超える分150円/m ³	3,000 円	
					一般水道以外	〃	追加料金は同上：水量は量水器を原則(使用者設置) 量水器未設置の場合、世帯人数×6m ³		
					水道併用	〃	追加料金は同上：水量は量水器を原則(使用者設置)とし合算 量水器未設置の場合、水道との多い方		
	●			●	10人槽以下	1,500 円/月		1,500 円	
					11～20人槽	1,700 円/月		1,700 円	
					21～35人槽	2,500 円/月		2,500 円	
●			●	36～50人槽	2,900 円/月		2,900 円		
				51人槽以上	別に定める				